

○国立大学法人熊本大学基金規則

(平成 20 年 1 月 10 日規則第 4 号)

改正 平成 26 年 5 月 9 日規則第 64 号 平成 28 年 9 月 27 日規則第 399 号

令和 2 年 3 月 26 日規則第 59 号 令和 3 年 4 月 26 日規則第 176 号

令和 4 年 3 月 30 日規則第 94 号

(設置)

第 1 条 国立大学法人熊本大学(以下「本学」という。)に、熊本大学基金(以下「基金」という。)を置く。

(目的)

第 2 条 基金は、地域社会と共同し、知の創造、継承及び発展を通じて豊かな未来を拓くことを目的とする。

(基金の構成)

第 3 条 基金は、次の資金をもって充てる。

- (1) 一般資金 使途を特定しない寄附金
- (2) 特定資金 使途を特定した寄附金
- (3) 前 2 号に規定する資金から生じる果実

(事業)

第 4 条 基金は、第 2 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 教育・学生支援事業(次号に掲げる事業を除く。)
- (2) 修学支援事業
- (3) 国際共同協力事業
- (4) 研究助成事業
- (5) 地域貢献・社会貢献活動事業
- (6) 附属図書館支援事業
- (7) 永青文庫史資料整備事業
- (8) 文書館支援事業
- (9) 小川学長・キャンパスミュージアム事業
- (10) キャンパス環境整備事業
- (11) 五高記念館周辺環境整備事業
- (12) その他基金の目的達成に必要な事業

(運営会議)

第 5 条 基金に、管理運営に関する重要事項を審議するため、国立大学法人熊本大学基金運営会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(寄附金の受入れ)

第 6 条 寄附金の受入れに当たっては、原則として受入承認手続は要しないものとする。ただし、受入内容に疑義が生じた場合は、会議において審議する。

(基金の経理)

第7条 基金の経理は、この規則及びこの規則に基づく定めによるほか、国立大学法人熊本大学会計規則(平成27年3月31日制定)その他の学内規則の定めるところによる。

(事業年度)

第8条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事務)

第9条 基金に関する事務は、関係各課の協力を得て、研究・社会連携部社会共創推進課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、基金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成20年1月10日から施行し、平成19年10月1日から適用する。
- 2 平成19年度の事業年度は、第6条の規定にかかわらず、平成19年10月1日に始まり、平成20年3月31日に終わるものとする。

附 則(平成26年5月9日規則第64号)

この規則は、平成26年5月9日から施行する。

附 則(平成28年9月27日規則第399号)

この規則は、平成28年9月27日から施行し、平成28年1月1日から適用する。

附 則(令和2年3月26日規則第59号)

この規則は、令和2年3月26日から施行する。

附 則(令和3年4月26日規則第176号)

- 1 この規則は、令和3年5月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第4条第9号に規定する事業の期間は、令和9年3月31日までとする。

附 則(令和4年3月30日規則第94号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。